令和８年小田原市議会９月定例会議案

（報告第２１号～報告第２６号）

令和　８　年　９　月　１　日提出

目　　次

報告第２１号　専決処分の報告について……1

報告第２２号　専決処分の報告について……3

報告第２３号　専決処分の報告について……5

報告第２４号　専決処分の報告について……6

報告第２５号　専決処分の報告について……7

報告第２６号　専決処分の報告について……8

報告第２１号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例（平成５年小田原市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和　８　年　８　月１４日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同令の用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第２２号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

(1) 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５８号）第７条

(2) 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５９号）第７条

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

令和　８　年　８　月１４日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第２３号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年７月１日

２　損害賠償額　　５９，８６２円

３　相　手　方　　市外在住者

４　事故の概要　　令和７年４月１５日午後４時頃、相手方車両が市内沼代１０２６番付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、道路上に垂れ下がった植物の蔓に接触し、車両の左サイドミラーが破損した。

報告第２４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年７月１０日

２　損害賠償額　　６８，２００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和６年１２月１日午後１１時頃、市内曽我別所地内において、準用河川剣沢川用地内の樹木の枝が強風により折れ、隣接する相手方所有の倉庫の屋根に落下し、これを破損させた。

報告第２５号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年７月３１日

２　損害賠償額　　１０４，５００円

３　相　手　方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和８年５月、市内城山二丁目９６７番１付近の城山公園内の樹木が強風により倒れ、隣接する相手方所有のフェンスに接触し、これを破損させた。

報告第２６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

医療事故による損害賠償の額の決定について

１　専決処分年月日　　令和８年８月１０日

２　損害賠償額　　３，０７６，２７５円

３　相手方　　患児の父

患児の母

患児

４　事故の概要　　令和５年に小田原市立病院（現小田原市立総合医療センター）において、熱性痙攣のため救急搬送されてきた小児患者に点滴治療を開始したところ、血管外漏出を生じ、点滴刺入部に腫脹と水疱を発生し、その周囲が皮膚壊死に至り、痕が残った。